**宇佐市土木設計業務等委託契約約款の一部改正について**

令和元年6月12日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正する法律」の一部施行（令和2年10月1日）に伴い約款と契約書の一部改正を行いました。

**１ 改正内容**

（１）適正な履行期間の設定について（第２１条の２）

改正品確法において、発注者の責務として適正な工期等の設定が定められたこと

及び改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、変更契約

においても、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保され

るよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考

慮しなければならないこととする。

（２）その他、規定の整備を行うもの。

**２ 施行期日**

令和２年１０月１日から施行する。

なお、令和２年９月３０までに締結した契約については、従前の例によることとする